

平成25年(ワ)第3230号 未払賃金等請求事件

原告 田植重男

被告 (株)NTTフィールドテクノ

原告第3準備書面

2013(平成25)年11月12日

大阪地方裁判所第5民事部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 森 博 行

同 小 谷 成 美

頭書事件について、被告準備書面(3)の主張に対し、下記のとおり若干の反論を行う。

記

1 第1、2(価値創造の側面)について

被告は、「原告に期待する『創意工夫』とは、例えば原告のナレッジを『マニュアル』や『データベース』等のかたちで作成し、誰もが容易に理解できる説明や容易に取り扱えるファイル(ツール)にしたり便利な機能を付加したりする等、独創的な工夫が挙げられる」として、「テレコン業務について当該評価対象期間においても『スキルの承継』に関する取り組みが行われることを期待していたが、原告が期待されている成果・業績をあげることはなかった」と主張する。

しかしながら、テレコン業務のマニュアルについては、原告の前任者が作成したものを原告においてその都度補充してきており、データベースについては、工事を実施した顧客名と故障の原因をテレコン会社に報告し、データベース化され

ているので、いずれも作成済みである。とはいえ、付言しておく、設備部門における「スキルの承継」とは、後継者を現場に連れて行って経験を積ませることにより初めて可能になるのであって、マニュアルやデータベースを作成したからといって承継されるものではない。

また、被告は、「当該評価期間において原告には、価値創造の側面から評価される取り組みが見られなかった」とも主張するが、ならば、当該評価期間の前の期も後の期も当期と変わりがなかったのに、なぜに当期だけが最低評価のⅠにされたのか、理解できない。

2 第1、3（テレコン業務以外の業務）については、同業務を行わないことが業務評価のどの側面において問題となるのか、あるいはそれ自体は業務評価と無関係であるのか、被告からの釈明を待って反論する。

3 第1、4（配線の接続誤り）について

被告は、「本当に改善すべき点がないか等の検討を原告に対して常日頃から期待していた」というが、当該評価期間においては配線の誤接続事故は発生していなかったのであるから、質的側面の評価において被告が誤接続の場合を例示したことは不適切であったと素直に認めるべきであろう。

4 第1、5（テレコン業務の取組み状況）について

被告は、「平成23年5月26日から30日にかけて、大豊町と土佐町方面で計4件の工事を実施し・・・、6月27日と28日にかけて、大豊町方面で1件ずつ工事を実施している」が、前者であれば2日で、後者であれば1日で工事を実施することができた旨主張する。

しかしながら、同年5月26日は木曜日であり、同月28、29日は土・日で休みであったので、断言はできないものの、原告は同月26、27、30日の3日間で4件の工事を行ったことになる。被告は、これを2日間で実施することができたというのであるが、オーダーの入った日がいつか、また、それぞれの地域

はどこかが不明であるので、果たして2日間で実施することができたか否かは俄には判断できない。また、同年6月27、28日についても、両地域の具体的所在及び工事の具体的内容が不明であるので、前者同様、俄には判断できない。

5 第1、7（その他）について

被告は、「撤去機器の整理・発送……物品の管理等」の作業が「空き時間の利用にはあたらないうえ、原告の主たる業務に付随する極めて単純な軽易作業である」というが、そもそも工事を行う設備部門においては、機器や物品の整理・管理は基本であり、かつ重要である。とくにテレコン業務では、機器（NCU）のシリアルナンバーを厳密に管理しており、在庫機器は勿論のこと、取付け機器は工事完了時に、撤去機器は適宜実施し、製造年月日によって廃棄又は再生品に仕分けして、1～2か月単位で宅配発送している。また、撤去物品については屋外線・宅内線、ネジ・くぎ等の仕分けをして整理している。普段はこのような作業はなかなかできないので、被告のいう「待機稼働の際」に実施しているのである。被告が上記のようにいうのは、原告の担当する設備工事の内容をよく知らない証左ではなかろうか。

また、被告は、「指示したことがあるとか、取り組まないことがどうして減点事由になるのか、等と質問すること自体が業務に対してネガティブな捉え方をしている現れであり、そのような主張をする原告に高い業績があげられるはずもない」と主張するが、「高い業績をあげなかった」からⅤ、Ⅳ、Ⅲの高い評価は与えられないというのならともかく、あるいは、Ⅱの「期待し、要求する程度」の評価しか与えられないというのならまだしも、「高い業績をあげなかった」から下位10%以内の最低評価にする、との理屈はやはりどこかおかしいのではないか、というのが原告の素朴な疑問なのである。

以 上